選挙のつぼ Part1

進学や就職で引っ越ししたら 住民票を移しましょう!

選挙で投票するためには、18歳になるだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿への登録は住民票がある自 治体で行われます。将来、進学や就職な どに伴い、実家を離れる場合等には引っ 越し先の自治体への住民票の届出が必 要です。



インターネット選挙運動でできること

18歳(有権者)になれば選挙運動ができます。

SNSやブログなどの様々なインターネット ツールを利用して、特定の候補者の当選を 目的とした活動もできるようになります。

なお、候補者や政党等以外は電子メール を利用した選挙運動はできません。

また、満18歳未満の者による選挙運動 や公示・告示日から投票日前日までの期 間以外の選挙運動も禁止されています。



選挙運動メッセージをSNS で広めたり、選挙運動の 様子を動画サイトに投稿 「●●候補に投票しよう!」と友達に電子メ ールを送る